

【岩手県への移住を検討されている方向け】

岩手県移住支援事業 よくあるご質問 Q & A

1 事業全体について

Q1-1 移住支援金の支給を受けるための条件について教えてください。

A1-1 移住支援金の対象者は、下記の(1)～(3)全てに該当する方となります。

(1) 直近1年以上かつ過去10年のうち通算5年以上、東京23区内の在住者又は東京23区内へ通勤していた方

※ 過去10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、かつ東京23区に通勤していた方が対象となります。加えて、移住する直前の1年以上は連続して東京23区へ在住又は通勤している必要があります。

詳しくは、「よくあるご質問 対象者について」をご覧ください。

(2) 岩手県内へ移住する方

(3) 岩手県がマッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」に移住支援金の対象として掲載する求人就業した方、または、起業支援金の交付決定を受けた方。

※ 移住支援金を受給するためには、対象法人への就業または起業が必要です。また、起業して移住支援金を受給するためには、起業支援金の採択を受けることが条件となります。起業支援金について、詳しくは、「Q1-3」、「6 起業支援事業について」、「7 起業者の要件」をご覧ください。

※ 3年未満で岩手県から転出した場合は全額返金、3年以上5年以内に転出した場合は半額返金となります。また、1年未満で対象法人を退職した場合も全額返金となりますのでご注意ください。詳しくは、「5 返還制度」をご覧ください。

Q1-2 就業要件について教えてください。

A1-2 移住支援金の対象として「シゴトバクラシバいわて」に掲載している法人への就職であることが必要です。なお、官公庁や大企業は対象外となりますのでご注意ください。

移住支援金対象求人については、以下「シゴトバクラシバいわて」に掲載していますので、ご覧ください。

【「シゴトバクラシバいわて」移住支援金対象法人一覧】

<https://www.shigotoba-iwate.com/shienkin/list.php>

その他、以下(1)～(4) 全てを満たす場合が対象となります。

(1) 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないことが条件です。

(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就職し、申請時において連続して3ヶ月以上在職していることが必要です。

(3) 対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していることが必要です。

(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であることが必要です。

※ 県内の対象求人へ新規就業し、他県に居住する場合については、支給要件が異なることがありますので、移住先の県又は市町村に直接お問合せください。

Q1-3 起業支援金について教えてほしい。

A1-3 岩手県内で、地域の課題解決を目的とした社会的事業を新たに起業する方を対象とし、対象経費の最大2分の1（最大200万円）を補助する事業です。

起業支援金の交付を受けるためには、岩手県が定める募集期間内に応募することが必要です。また、事業申請内容について審査委員会による審査があり、採択件数は予算の範囲内で決定されますので、申請した全ての方が起業支援金を受給できるわけではないことをご留意ください。

要件等について、詳しくは以下、岩手県中小企業団体中央会のHPをご覧ください。

【令和2年度岩手県地域課題解決型起業支援金の2次公募について】

<https://www.ginga.or.jp/info/6447>

Q1-4 移住支援金の移住元や移住先に関する要件、起業支援金の起業地に関する要件には、条件不利地域が関連する要件が含まれているが、条件不利地域とはどの市町村を指すのか。

A1-4 東京圏において、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいいます。

具体的な条件不利地域を有する市町村は、以下のとおりとなります。

- ・ 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・ 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・ 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・ 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

Q1-5 いつ移住しても対象になるか。また、申請のタイミングは。

A1-5 申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思がある方などが対象となります。

申請期間は、移住（転入）後、3か月以上1年以内になります。移住先の市町村担当課へ申請ください。

Q1-6 岩手県のどの市町村が対象となるのか。

A1-6 岩手県内の市町村であればすべて対象です。

Q1-7 単身による移住と2名以上の世帯による移住は、どのように区別するのか。

A1-7 世帯か否かについては、原則として、住民票の世帯人数により判断します。

Q1-8 移住支援金は、所得税法上のどの所得区分に該当するのか。

A1-8 国税庁 (<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shotoku/h31/004/index.htm>) HP のとおり、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の第 34 条に規定される一時所得に該当します。

2 移住元に関する要件

Q2-1 移住元に東京圏以外の大都市を含めることは可能か。

A2-1 移住支援事業は、東京圏への一極集中の是正を目的としたものであるため、東京圏以外の大都市圏からの移住者については支援の対象外となります。

Q2-2 移住直前に転居を行っていて、移住元の市区町村の住民票のみで、移住前の在住地を確認できない場合には、どのようにすればよいか。

A2-2 移住直前の期間に転居を行っている場合には、移住元での転居前の市区町村の住民票の除票の写しの提出により、転居前の在住地、在住期間を確認します。

Q2-3 移住元での在勤地・就業期間はどのように確認するのか。

A2-3 履歴書等による申請者からの自己申告に加え、退職した企業での就業証明書により確認することが原則ですが、就業証明書を発行してもらえない場合には、法定の退職証明書や離職票等に基づく合理的な説明があれば、それをもって確認とすることもできますので、ご相談ください。

なお、退職証明書は雇用者に発行義務があり、使用期間の記載が項目に含まれるものです。また、離職票-2 は雇用保険の資格喪失に伴う書類であるため、雇用保険の被保険者であったことを確認することができます。

また、個人事業主としての通勤にあつては、開業届出済証明書や個人事業等の納税証明書により確認することが原則ですが、これらの書類の取得が困難な場合には、事業に伴う契約書や在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等に基づく合理的な説明があれば、それをもって確認とすることもできます。

Q2-4 移住等に関する要件の「通算 5 年以上」とは、直近の 10 年間で居住と通勤を合算してもよいのか。

また、「連続して 1 年以上」の場合も合算できるのか。

A2-4 「通算」の取扱については、在住期間と通勤期間を合算しても構いません。また、「連続して 1 年以上」についても合算して 1 年以上であれば支援金の支給対象となります。なお、連続しての通勤については、3 カ月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。

(東京圏の条件不利地域外に在住しながら) 3 カ月の通勤→3 カ月以内の通勤していない期間→6 ヶ月の通勤の場合、連続して 9 カ月の通勤とみなします。

他方、連続しての在住については、東京 23 区に在住していない期間がある場合、連続しての在住として取り扱うことはできません。

※ 「よくあるご質問 対象者について」をご参照ください。

Q2-5 「通勤の場合は、住民票を移す 3 カ月前までを起算点とできる」とあるが、3 カ月の間に、東京

圏から他の県に転出していてもよいのか。

A2-5 3カ月の期間を設けるのは、就業していた者が離職し、次の就業までの準備期間を想定して設定しているものであり、東京圏（条件不利地域を除く）から転出しているにもかかわらず、3カ月のカウントに含めることは認められません。

Q2-6 移住等に関する要件の「住民票を移す直前」とは、移住元における住民票記載の「転出日」を指すのか、それとも移住先における住民票記載の「転入日」を指すのか。

A2-6 移住先における住民票記載の「転入日」を指します。

Q2-7 移住元に関する事項における「東京23区への通勤」について、公務員として通勤する場合は、雇用保険の被保険者ではないが、「東京23区への通勤」に含まれるのか。

A2-7 「東京23区への通勤」に含まれます。

Q2-8 移住元に関する事項における「東京23区への通勤」について、例えば、派遣元の事業者が東京23区外に所在し、派遣先の事業者が東京23区に所在する場合等、実際の勤務地が東京23区の場合、「東京23区への通勤」に含まれるのか。

A2-8 原則として、就業先が東京23区外の場合は対象外となります。ただし、就業先が東京23区外であっても、勤務地が東京23区内であることについて、就業先が証明する書類等に基づく合理的な説明があれば、「東京23区への通勤」として取り扱うことは可能です。

Q2-9 世帯に関する要件について、申請者以外の世帯員についても移住元に関する事項（通算5年以上東京23区に在住等）を満たす必要があるのか。

A2-9 申請者以外の世帯員については、移住元に関する事項を満たす必要はありません。ただし、移住元において同一世帯に属していたこと等の世帯に関する要件の確認は必要となります。

Q2-10 移住元において大学生や高校生であった者であっても、移住支援金の支援対象者となり得るのか。

A2-10 なり得ます。

3 移住先・就業・起業に関する要件

Q3-1 就業後に移住しても移住支援金の支給対象となるのか。

A3-1 移住と就業の順序は問わず、マッチングサイトに対象求人が掲載された後に就業して移住支援金申請時に就業から3か月が経過しており、かつ、都道府県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入して移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内であれば支給対象となります。

Q3-2 移住希望者がマッチングサイトに掲載された求人情報を閲覧しておらず、それ以外の手段で対象法人に就業した場合でも移住支援金の支給対象となるのか。

A3-2 マッチングサイトを介すか否かは問わず、支給対象となります。ただし、マッチングサイトに移

住支援金の対象となる求人として掲載された後に応募して就職している必要があります。

Q3-3 移住から1年以内に、就職した対象外法人から対象法人に転職した場合、移住支援金の対象となるのか。

A3-3 移住支援金申請時に対象法人への就業から3か月が経過しており、かつ、転入後3か月以上1年以内であれば、支援金の対象となります。

Q3-4 3親等以内の親族が法人の代表者又は取締役などの経営を担う者ではないことは、どのように証明すればよいのか。

A3-4 移住支援金の申請者及び就業先の法人からの自己申告を原則とします。

Q3-5 就業先の法人が雇用保険の適用事業主であることの確認はどのように行うのか。

A3-5 就業先の法人からの自己申告に加え、厚生労働省ホームページにおいて確認が可能です。
(https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)

Q3-6 移住後、移住支援金の対象とする就業先以外に就業した後、移住支援金の対象とする就業先に就業した場合であっても、「移住支援金の対象とする就業先」に就業したものとよいのか。

A3-6 よいですが、ただし、移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であることなど、移住等に関する要件を満たす必要があることにご留意いただきますようお願いします。

Q3-7 就業条件等に関する事項について、現在所属する法人から他の関連する法人に転籍する場合、「転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること」に該当するのか。

A3-7 該当しません。

Q3-8 複数の移住者が共同事業者となって起業した場合、各人が移住支援金の支給対象となるのか。

A3-8 そのような場合には、移住支援金の支給対象となるのは、起業支援金の交付決定を受けた代表者のみとなります。

4 その他の移住者の要件

Q4-1 単身で移住した後、一定期間経過して、世帯を構成する家族が同じ住居に移住した場合、世帯の金額が支給されるのか。

A4-1 申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住していれば世帯の金額を支給するものとします。

なお、世帯の金額の支給に際しては、該当する世帯員についても、移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内である必要がある点に注意いただきますようお願いします。

また、同一世帯に属する者が同一の市町村に対して、移住支援金を複数回申請することは認められません。

Q4-2 世帯に関する要件について、申請者以外の世帯員が、移住元において申請者と同一世帯に属した後、移住支援金の申請を行う市町村に移住する前に、当該市町村とは別の市町村に在住していた場合であっても、世帯に関する要件を満たし得るのか。

A4-2 世帯に関する要件を満たし得ます。ただし、移住元において同一世帯に属していたこと、2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であることなどの世帯に関する要件を満たす必要があることにご留意願います。

Q4-3 世帯に関する要件について、「2人以上の世帯員」とは、「世帯員の全員」と「世帯員のうち2人以上」のどちらを指しているのか。

A4-3 「世帯員のうち2人以上」を指しています。

Q4-4 地域おこし協力隊は、対象就業先として認められるか。

A4-4 対象とはなりません。

Q4-5 東京23区内出身の地域おこし協力隊員が任期終了後も引き続き同地に定住・就職する場合、支給対象となるのか。

A4-5 移住後1年以内の申請を支給要件として設けており、地域おこし協力隊は任期終了時点では要件を満たさないこととなるため、支給対象とはなりません。

Q4-6 移住支援金の申請後、交付決定前に申請者が死亡した場合、どのように取り扱うのか。

A4-6 交付決定後に申請者が死亡した場合は、移住支援金は支給され相続財産として扱われます。一方、交付決定前に死亡した場合には支給されません。

5 返還制度

Q5-1 移住支援金を返還しなければならない場合について、教えてほしい。

A5-1 以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません。

① 虚偽の申請等をした場合	全額の返還
② 移住支援金の申請日から3年未満に支給市町村から転出した場合	
③ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	
④ 起業支援事業に係る交付決定（又は起業にかかる市町村長の承認）を取り消された場合	
移住支援金の申請日から3年以上5年以内に支給市町村から転出した場合。	半額の返還

Q5-2 移住支援金対象法人を退職し、別の移住支援金対象法人に就職した場合、返還が必要か。

A5-2 返還が必要となります。

Q5-3 移住支援金対象法人に在職したまま、他の都道府県や同一県内の他の市区町村での勤務（一時的な勤務、転勤・出向）がある場合も、返還を行う必要があるのか。

A5-3 他の市区町村に転出する場合であっても、一定期間の研修等の場合には、返還は必要ありません。

具体的には、就業先により発行された、「他の市区町村に転出する期間が1年以内であること」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること」を証する書類を申請先市町村に提出した場合は、返還は必要ありませんので、移住支援金を申請した市町村にご相談ください。

Q5-4 世帯として移住支援金を受給した後、世帯の要件を満たさなくなった場合、世帯と単身との移住支援金の差額を返還する必要はあるのか。

A5-4 返還する必要はありません。ただし、虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかになった場合は、移住支援金の返還対象となります。

Q5-5 返還制度について、期間の起算日は初日不算入として取り扱うのか。

A5-5 初日不算入として取り扱います。例えば、移住支援金の申請を令和2年4月1日に行った場合、「移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合」とは、「令和2年4月2日から令和5年3月31日までに転出した場合」となります。

6 起業支援事業について

Q6-1 起業者が法人登記を行う場合に支援金の請求・支給対象は法人となるのか。

A6-1 法人となります。

Q6-2 地域おこし協力隊による起業や就農など、他省庁の補助金で支援対象となっている起業は対象となるのか。

A6-2 本事業は地方創生推進交付金を活用したスキームであり、他に利用できる制度がある場合は当該制度を優先すべきであるとの方針は本スキームでも適用されるため、併給は認められません。

ただし、地域おこし協力隊員がその支援対象となる期間（隊員任期の最終年度もしくは任期終了翌年度）に起業を行わず、特別交付税による起業支援を受けなかった場合、同期間終了後の起業については対象となります。ただしこの場合、移住支援金については、申請期間を満たさないため、対象外となります。

Q6-3 起業者が交付決定日より前に支出した経費については、本事業の対象となるのか。

A6-3 交付決定前に支出した経費は対象とはなりません。

Q6-4 起業をする者の事業計画及び起業支援金の給付が年度をまたぐことは可能か。

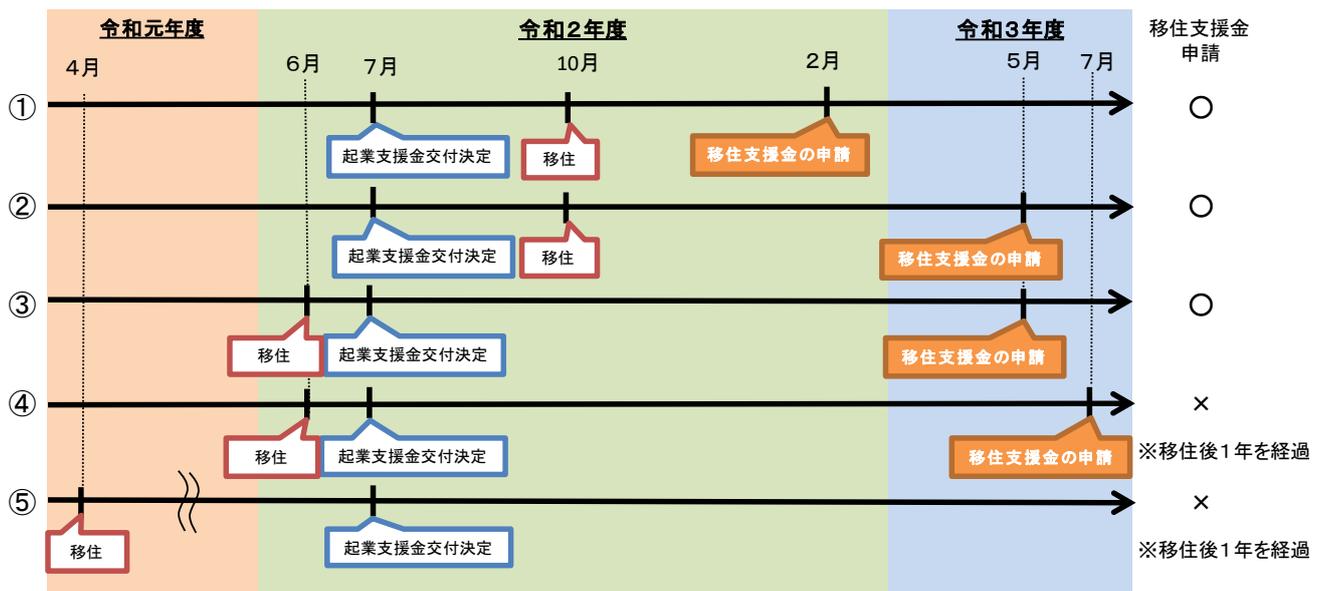
A6-4 すべての事業について、交付決定を受けた年度内に終わることが必要です。

Q6-5 起業支援事業は移住と起業が同一年度でなければならないか。同一年度でない場合、起業は移住後、何年以内を想定しているのか。

A6-5 起業支援金を受給するためには、起業支援金申請時に岩手に居住しているか、申請年度の2月15日までに岩手県に移住することが必要となります。

一方、起業支援金の交付決定を受けた者が移住支援金の申請を行う場合は、移住後3ヶ月以上1年以内で申請することが要件となりますので、必ずしも起業支援金と移住支援金の申請年度が同一年度である必要はありません（以下②、③の例参照）。

【参考例】



7 起業者の要件

Q7-1 個人事業主も起業者として認められるのか。

A7-1 起業について、移住先の地方公共団体において法人登記もしくは開業届の提出を行い、本社事務所や主たる事業所が当該地方公共団体に存在することを支援対象の前提としており、対象期間内に個人事業開業の届出を行う者は対象となり得ます。

Q7-2 事業承継・第二創業の取扱いはどうするのか。

A7-2 事業承継・第二創業は起業支援金の対象とはなりません。ただし、対象期間内に新たに法人登記もしくは個人開業の届出を行う者は対象となり得ます。

Q7-3 新たに起業する者が設立する法人形態について、何らかの要件があるのか。

A7-3 支援対象となる法人形態については、本邦法人、組合、又は特定非営利活動法人であること、みなし大企業でないこととします。

Q7-4 支援対象となる法人に一般社団法人は含まれるのか。

A7-4 含まれます。

Q7-5 個人事業主が法人を設立する場合、既に起業している者が新たに法人を設立する場合は対象となるか。

A7-5 新しく法人を設立し、もしくは個人として開業届けを提出する場合は対象となり得ます。